

○滑川町教育施設等の貸出等再開基準表

令和2年7月30日改定

施設区分		STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5	共通事項
体育施設	総合グラウンド、都第一公園、月輪球場、土塩球場、文化スポーツセンター（室外）	【緊急事態宣言（外出自粛要請）、施設休業要請期間中】 緊急事態宣言(外出自粛要請)または、施設の休業要請期間中については使用禁止。	緊急事態宣言(外出自粛要請)解除日の翌月曜日から、一部条件付きで町内在住・在学者のみ、貸出を再開。 STEP 2 の貸出再開後、1ヶ月間を経過観察期間とする。 ※ただし、町内や近隣の感染状況や、外出自粛要請・施設の休業要請等により、STEP1に戻る。	STEP2の経過観察期間後、外出自粛要請、施設休業要請が無かった場合、指導者及び在勤者などの一部町外在住者への貸出を許可。 ※利用者の半数以上が町内在住の場合は利用可。	STEP3の一部町外利用者への貸出再開後の2週間後、施設利用者の半数以上が町外在住者(通常時の町外の団体)について、貸出再開 ※県外の利用者及びイベント・大会等の利用は不可。	STEP4の町外の団体利用者への貸出再開後の2週間後、県外の利用希望団体の貸出再開。 ※ただし、イベント・大会などの開催については、人数規模などを記載した計画書を教育委員会へ提出し、事前に相談を行い、許可を受けたもののみ使用可。	<p>①施設利用者は、事前に検温等を行い、体調に問題が無いことを確認する。</p> <p>②手洗い、うがい、アルコール消毒等を徹底し、感染防止に努める。</p> <p>③施設利用中は、窓を開放等換気を徹底する。</p> <p>④施設利用中、及び利用前後を含め、密集しての会話など、「密閉、密集、密接」の「3密」を防ぐことを徹底する。</p> <p>⑤利用者、利用団体から感染者が確認された場合は、確認された日から2週間、本人、濃厚接触者、当該団体の貸出、利用を禁止する。</p> <p>⑥保健所より、感染者の施設利用の連絡があり、消毒の指示があった場合、連絡を受けた日から施設の消毒作業完了の日まで、施設の利用を禁止する。</p>
	総合体育館	緊急事態宣言(外出自粛要請)または、施設の休業要請期間中については使用禁止。	緊急事態宣言(外出自粛要請)解除日の翌月曜日から、一部条件付きで町内在住・在学者のみ、貸出を再開。 STEP2の貸出再開後、1ヶ月間を経過観察期間とする。 ※ただし、町内や近隣の感染状況や、外出自粛要請・施設の休業要請等により、STEP1に戻る。	STEP2の経過観察期間後、外出自粛要請、施設休業要請が無かった場合、指導者及び在勤者など一部町外在住者への貸出を許可。 ※利用者の半数以上が町内在住の場合は利用可。	STEP3の一部町外利用者への貸出再開後の2週間後、施設利用者の半数以上が町外在住者(通常時の町外の団体)について、貸出再開 ※県外の利用者及びイベント・大会等の利用は不可。	STEP4の町外の団体利用者への貸出再開後の2週間後、県外の利用希望団体の貸出再開。 ※ただし、イベント・大会などの開催については、人数規模などを記載した計画書を教育委員会へ提出し、事前に相談を行い、許可を受けたもののみ使用可。	
	小・中学校体育館						
	文化スポーツセンター（室内）						
図書館	【緊急事態宣言（外出自粛要請）、施設休業要請期間中期間中】	緊急事態宣言(外出自粛要請)解除日の翌日から、条件付きで開館する。 ①図書館の場合 資料の貸出、返却、予約のみ (閲覧不可、新規利用登録受付を不可)	STEP2の経過観察期間後、外出自粛要請、施設休業要請が無かった場合、1F閲覧席の制限付き開放、町内在住者と在勤者など一部町外在住者への新規利用登録を可。 ②エコミュージアムの場合 団体での観覧不可、セミナーハウスの貸出不可 ③コミセン（公民館）の場合 必要な会議のみ、制限付きで貸出可とする。	STEP2の経過観察期間後、外出自粛要請、施設休業要請が無かった場合、1F閲覧席の制限付き開放、町内在住者と在勤者など一部町外在住者への新規利用登録を可。 ※必要な会議等の開催は、制限付きで可 ※イベント等の開催は不可	STEP3の1F閲覧席の一部開放の2週間後、2F読書室の利用可、視聴覚室の貸出可とする。 STEP3のセミナーハウスの貸出可の2週間後、制限付きで団体の観覧を可とする。	STEP4の2F視聴覚室の貸出開放の2週間後、イベント等の開催を制限付きで可とする。 STEP4の団体の観覧を可とした2週間後、イベント等の開催を制限付きで可とする。	
エコミュージアムセンター	緊急事態宣言(外出自粛要請)または、施設の休業要請期間中については臨時休館とする。	STEP 2 の貸出再開後、1ヶ月間を経過観察期間とする。	STEP2の経過観察期間後、外出自粛要請、施設休業要請が無かった場合、セミナーハウスの貸出を可とする。 ※必要な会議等の開催は、制限付きで可	STEP3のセミナーハウスの貸出可の2週間後、制限付きで団体の観覧を可とする。	STEP4の団体の観覧を可とした2週間後、イベント等の開催を制限付きで可とする。		
コミュニティセンター（公民館）		※ただし、町内や近隣の感染状況や、が出自粛要請・施設の休業要請があった場合は、STEP1に戻る。	サークル活動等の利用について、制限付きで貸出可とする。 ※イベント等の開催は不可	県、町内の感染状況を勘案し、公民館教室の企画・募集をする（町内在住者のみ）	公民館教室を開催する。イベント等の開催を制限付きで可とする。		